彦根市観光駐車場(いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、本町駐車場、松原駐車場および京橋口駐車場)管理運営に係る協定書

彦根市(以下「甲」という。)と「　　　　　　　　」 (以下「乙」という。)との間に、彦根市観光駐車場(いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、本町駐車場、松原駐車場および京橋口駐車場)(以下「駐車場」という。)の管理運営業務について、次のとおり協定を締結する。

(信義誠実の義務および指定管理者の責務)

第1条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

2　乙は、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の関係法令および条例その他の関係例規等を遵守し、駐車場が円滑に運営されるようにしなければならない。

3　乙は、利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設または利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

4　乙は、管理運営業務の継続が困難になった場合またはそのおそれが生じた場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指定の期間)

第2条　甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2　管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(業務等)

第3条　乙は、駐車場の指定管理者として彦根市観光駐車場条例(昭和45年彦根市条例第32号)に定める次の業務を行う。ただし、詳細については甲が定める別紙管理業務仕様書による。

(1) 施設の運営に関すること。

(2) 施設および設備の維持管理に関すること。

(3) 施設の使用許可に関すること。

(4) 施設の各種事業に関すること。

(5) その他市長が必要と認める業務。

(6) 前号に定めるもののほか、甲または乙が必要と認める業務。

2　乙は、管理業務を一括して第3者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、管理業務の主要部分でない業務について、あらかじめ甲に承諾を得た場合は、この限りでない。

3　乙が前項ただし書きの規定による甲の承諾を得ようとする場合、別紙の委託禁止対象者取扱特記事項に示す委託禁止対象者に委託し、または請け負わせることを禁止する。この場合、乙は委託禁止対象者を排除するための必要な措置を講じなければならない。

(指定管理料)

第4条　甲は、前条に規定する業務の経費(以下「指定管理料」という。)の額として、121,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を乙に支払うものとする。

2　前項に規定する指定管理料の支払いは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　度 | 支　払　額 | 支払時期、支払方法など |
| 令和8年度 | 40,500,000円 | 年度内において、4期に分けて支払う。  なお、必要に応じて前払いができるものとする。 |
| 令和9年度 | 40,500,000円 | 年度内において、4期に分けて支払う。  なお、必要に応じて前払いができるものとする。 |
| 令和10年度 | 40,500,000円 | 年度内において、4期に分けて支払う。  なお、必要に応じて前払いができるものとする。 |

3　乙は、前項の支払いに際して市の指定する請求書に事業報告書(または業務報告書)を添付しなければならない。

4　指定管理料の支払額、支払時期または支払方法を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、変更することができる。

(リスク分担)

第5条　管理運営業務に関する甲乙のリスク分担については、別紙リスク分担表のとおりとする。

2　前項で定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙両者で協議のうえ、リスク分担を決定する。この場合において、両者は協力して事態の収拾に当たらなければならない。

　(経理区分)

第6条　乙は、管理業務に係る収入および支出について、専用の口座を開設し他の経費と明確に区別しなければならない。

(事業計画書の提出)

第7条　乙は、毎年度甲が指定する期日までに、次の事項を記載した年度別事業計画書を作成し甲に提出し、その承認を得なければならない。

(1)　事業計画

(2)　人員配置計画管理に係る経費の収支状況

(3)　収支計画

(4)　その他市長が必要と認める事項

(報告書の提出)

第8条　乙は、年度終了後2ヶ月以内の甲の指定する期日までに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内にその当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)　施設の管理業務の実施状況および利用状況

(2)　施設の管理に係る経費の収支状況

(3)　乙の当該年度の経営状況を証明する書類

(4)　その他市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条　甲は、施設の管理運営の適正を期するため、乙に対し、その管理の業務および経理の状況に関し定期に、もしくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができる。

2　前項の規定に基づき、乙は甲の指定する毎月終了後10日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

(1)　施設の管理業務の実施状況および利用状況

(2)　自主事業、市委託事業等実施した事業の内容と実績

(3)　その他市長が必要と認める事項

3　乙は、次に掲げる帳簿類を作成の上、常備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲

　が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

　(1)　文書等管理簿

　(2)　業務日誌

　(3)　出納簿

　(4)　支出証拠書類等

　(5)　その他市長が必要と認める事項

(文書の保存等)

第9条の2　乙は、指定管理者として作成する文書(電子データ含む。以下「文書等」という。)については、関係法令および条例その他の関係例規等を遵守し、適正に作成および保存しなければならない。

2　乙は、文書等の作成および保存について必要あるときは、彦根市事務処理規程に準拠するよう努めるものとする。

3　乙は、施設の管理を終了するときは、文書等を次期の指定管理者または市に速やかに引き継がなければならない。

4　乙は、甲から文書等について提出または提示を求められたときは、速やかに応じなければな

らない。

(管理物件の修繕)

第10条　乙は、管理物件の修繕が必要となった場合は、甲に報告し、協議を行った後に修繕しなければならない。

2　修繕に係る費用負担については、別紙リスク分担表のとおりとする。

3　乙が行う修繕については、予算の範囲内で行うものとする。

(備品の取り扱い)

第11条　第3条に定める管理物件の内、乙が管理する備品が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合で、取得価格が5万円未満(消費税及び地方消費税を含む。)の物品については、乙の負担と責任において購入または調達することができる。また、当該物品の所有権は、乙に帰属する。

(管理業務の範囲外の業務)

第12条　乙は、駐車場の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自

己の責任と費用により、管理施設を用いて自主事業を実施することができる。

2　乙は、自主事業を実施しようとする場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3　甲は、乙が自主事業を実施するにあたって、条件を付することができる。

(自主事業による収入)

第13条　乙が、第12条に基づき実施した自主事業において得た収入は、甲が付した条件に特段

の定めのある場合を除き、これを乙の収入とする。

(指定の取消し)

第14条　甲は、乙が前条の指示または監督に従わないとき、その他管理の業務を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

2　前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において乙に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

3　第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において甲に損害が生じた場合には、乙はその賠償の責を負わなければならない。

4　乙は、第1項の規定により指定を取り消されたとき、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じられた場合には、甲の請求により指定管理料の全部または一部を返還しなければならない。

(秘密等の保持)

第15条　乙は、業務執行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。指定の期間が終了し、または指定を取り消された後も、同様とする。

2　乙は、この協定による事務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。指定の期間が終了し、または指定を取り消された後においても、同様とする。

(情報公開、法令の遵守等)

第16条　駐車場の管理においては、彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)および彦根市行政手続条例(平成8年彦根市条例第25号)の規定の適用があるため、乙は同条例の規定を遵守しなければならない。

2　乙は、駐車場の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(損害の賠償)

第17条　乙は、条例に定める業務の執行に関し、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2　乙は、条例に定める業務の執行に関し、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、第3者に与えた損害は、乙の負担とする。

(原状回復義務)

第18条　乙は、その指定の期間が終了したとき、またはその指定を取り消され、もしくは期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設または設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理以外の施設の使用)

第19条　乙は、甲が別紙管理業務仕様書に明示した以外の駐車場の施設および物品等を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

2　乙は、利用者等から駐車場の目的外使用申請があった場合、あらかじめ甲が示す方法で甲へ取り次ぐものとする。

(連絡や協力の体制)

第20条　乙は、災害発生時や施設内での事故発生時の甲への連絡等非常時の体制を整備し、甲に届け出なければならない。

2　乙は、甲が実施する利用者の意見等の聴取に協力しなければならない。

3　前2項に定めるもののほか、乙は駐車場の管理に係る市長の権限に属する事項に関して、利用者等から申立等があった場合、あらかじめ甲が示す方法で甲に取り次ぐものとする。

4　本業務を円滑に実施するため、甲乙両者は必要に応じ調整会議を招集することができる。

(協定の改定)

第21条　施設の管理運営に関し、特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義の解釈)

第22条　この協定に定めのない事項または疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

　この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月　日

　　彦根市元町4番2号

甲　彦根市

　　彦根市長　　田　島　　一　成　　　　印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(別紙)

リスク分担表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 区分 | 内容 | 負担者 | |
| 市 | 指定管理者 |
| 1 | 物価変動 | 人件費、物件費など物価変動による経費の増 |  | ○ |
| 2 | 金利変動 | 金利の変動による経費の増 |  | ○ |
| 3 | 地域・市民および利用者への対応 | 地域との協調 |  | ○ |
| 施設管理や業務内容に対する市民および利用者からの要望、苦情への対応 |  | ○ |
| 上記以外 | ○ |  |
| 4 | 法令の変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更 | ○ |  |
| 指定管理者に影響を及ぼす法令変更 |  | ○ |
| 5 | 税制の変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更 | ○ |  |
| 一般的な税制変更 |  | ○ |
| 6 | 政治、行政的な理由による事業変更 | 政治、行政的な理由から、施設の運営管理の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による経費増 | ○ |  |
| 7 | 不可抗力 | 不可抗力に伴う施設・設備の修復による経費および施設の管理運営の停廃止による損失  ※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市や指定管理者の責めに帰すことができない自然的または人為的な現象 | ○ |  |
| 8 | 書類の誤り | 管理業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ |  |
| 事業計画書等、指定管理者が作成した書類内容の誤りによるもの |  | ○ |
| 9 | 資金調達 | 指定管理料の支払遅延によるもの(市→指定管理者) | ○ |  |
| 管理経費の支払遅延によるもの(指定管理者→業者) |  | ○ |
| 10 | 施設や設備の損傷 | 点検(建築士による専門的点検) | ○ |  |
| 点検(日常点検) |  | ○ |
| 経年劣化によるもの(小規模なもの。1件20万円未満のものに限る) |  | ○ |
| 経年劣化によるもの(上記以外) | ○ |  |
| 第3者行為によるもので相手が特定できないもの(小規模なもの。1件20万円未満のものに限る) |  | ○ |
| 第3者行為によるもので相手が特定できないもの(上記以外) | ○ |  |
| 11 | 備品や消耗品の損傷 | 指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 |  | ○ |
| 第3者行為によるもので相手が特定できないもの(小規模なもの) |  | ○ |
| 第3者行為によるもので相手が特定できないもの(上記以外) | ○ |  |
| 12 | 第3者への賠償 | 指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 |  | ○ |
| 上記以外の理由により損害を与えた場合 | ○ |  |
| 13 | 保安 | 警備の不測による情報漏えいや犯罪の発生 |  | ○ |
| 14 | 指定管理終了時の費用 | 指定管理期間が終了したときまたは期間の途中において業務を停廃止した場合における指定管理者の撤収費用(原状復帰経費を含む。) |  | ○ |

(別紙)

**個人情報取扱特記事項**

(基本的事項)

第1条　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、同法の規定に基づき個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条　乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、または解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条　乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条　乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失および損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第5条　乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、または甲の承諾なしに第3者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条　乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条　乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第3者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条　乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、または乙自らが収集もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条　乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、または協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査等）

第10条　甲は、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、臨時もしくは定期に報告を求め、または実地調査等を行うことができる。

(事故報告)

第11条　乙は、この協定に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の取消し等および損害賠償)

第12条　甲は、乙が前各条の規定に違反していると認めたときは、乙に対する指定を取り消し、または期間を定めて管理運営業務の全部もしくは一部の停止を命じ、および乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

(別紙)

**委託禁止対象者取扱特記事項**

(対象者）

第1条　協定書第3条第3項に規定する委託禁止対象者は、次の項目に該当する団体または個人とする。

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項の規定において準用する

場合を含む。)の規定により彦根市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ　彦根市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札に

ついて指名停止措置を受けている者

オ　彦根市および彦根市以外において、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管

理者の指定の取り消しを受けたことがある者

カ　会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者

　　　　 　キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同

条第6号に規定する暴力団員

ク　暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)もしくは暴力団

員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、こ

れらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体

ケ　暴力団、暴力団員または暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)に対して、

名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体

コ　政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)

サ　宗教団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

シ　彦根市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格

の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者

ス　国税および地方税を滞納している者

セ　上記のほか、違法行為など、施設に関する業務を行わせることが、社会通念上著しく不適

当と判断される団体または個人

(必要な措置)

第2条　乙は、委託もしくは請負をさせようとする相手方から誓約書や同意書を徴するなど、委託禁止対象者を排除するために必要な措置を講じるものとする。